

■発行 京都府向日市役所
■編集 秘書課 広報係
■電話 075(931)1111

向日市 広報

おもな記事

- 住みよい生活環境づくり (一ページ)
- 保育料の適正化を審議 (二ページ)
- 胃ガン・子宮ガン・循環器検診を実施 (二ページ)
- 社明運動の輪を広げよう (三ページ)
- 初産年齢二十五歳以下が大半数 妊婦の実態報告 (三ページ)
- 九月のお知らせ (四ページ)

(高度地区の種別, 対象地域, 制限図)

種別	対象地域	制限図
第一種高度地区	第2種住居専用地域の大部分 住居地域の一部	
第二種高度地区	第2種住居専用地域の一部 住居地域の大部分	

住みよい生活環境づくり

都市計画高度地区が決定

● 建築物の高さを制限し、住環境の向上をはかる。市の都市計画「高度地区」がさる六月二十日決定しました。

● 市街地の環境の確保と生活環境を守るまちづくりを進める高度地区について、お知らせします。

わたしたちの市では、地最低限度を定める地区の幅の高騰により、将来は土地の高度利用が進み、中高層の建築物が建てられる傾向にあります。

このような中で、市街地の環境を確保し、日照、通風、採光、電波障害、威圧感、プライバシーの侵害と、といったいろいろな問題が起きてくるのが予想されます。こうした問題から、住みよい生活環境を守るまちづくりを進めるために決まったのが、高度地区です。

この高度地区とは、「用途地域内において、市街化の環境を維持し、土地利用の増進をはかるため、建築物の増進をはかるため、建築物の高さの最高限度またはそのある方と十分話し合いを

しなくてはなりません。決定した高度地区の内容は、つぎのとおりです。

▲第一種高度地区 面積約六十ヘクタール

▲第二種高度地区 面積約六十ヘクタール

建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線、または隣地境界線までの真北方向の水平距離に〇・六を乗じて得たものに、七・五メートルを加えたもの以下とし、かつ境界線までの真北方向の距離に〇・六を乗じて得たものに、十メートルを加えたもの以下とし、かつ二十メートルを越えてはなりません。

(高度地区指定区域)

種類	指定区域
高度地区(第一種)	(物集女町) 坂本、北ノ口甲、御所海道一部、中海道甲、中条、中海道乙、堂ノ前一部、出口、豆尾一部、南条、灯籠前、長野丙二、長野乙一、北ノ口乙一部(寺戸町) 里垣内一部、中村垣内一部、中野一部、天狗塚(向日町) 一部
高度地区(第二種)	(物集女町) 羽子田一部、五ノ坪一部、クヅネ、森ノ上一部 (寺戸町) 北前田、新田一部、向畑一部、笹屋一部、七ノ坪一部、八ノ坪一部、北垣内一部、南垣内、小畑一部、初田一部、殿長、辰己、梅ノ木一部、岸ノ下、東野辺、西野辺、中野一部、天狗塚一部、西ノ段一部、中ノ段一部、東ノ段一部、三ノ坪一部、二ノ坪一部、修理式一部、飛竜、瓜生、山縄手一部、久々相一部、西田中瀬一部、東田中瀬一部、洪川一部、二枚田、八反田一部、石田一部、里垣内一部 (森木町) 上森本、下森本、山開、前田、天神ノ森、石田一部、四ノ坪一部、春日井一部 (鶏冠井町) 荒内一部、大極殿一部、鞍所一部、山畑一部、稲葉一部、沢ノ西一部、草田一部、番田一部、門戸一部、八ノ坪一部、十相一部、上古一部、一ノ坪一部(上植野町) 上川原、馬立一部、切ノ口一部、下川原一部、山ノ下一部、野上山一部、御塔道一部、南開一部、野添一部、北小路一部、南小路一部、地後、御妙林一部、堂ノ前、角前、堀ノ内一部、大門一部、伴田、庄内、落堀、池ノ尻一部、車返一部、樋爪、北ノ田一部、後藤一部、泰田一部、蔵ノ町一部、地田一部、西大田、持丸、中福知、妙峠、桑原一部



(このほど常備した化学消防車)

乙訓初の化学消防車 油火災に威力発揮

市消防本部では、消防力十万円を一台増車、常備の強化をはかるため、このしました。

ほど、乙訓初の化学消防車(この消防車(定員七名)ンプ自動車(購入金額千二)は、油火災の消火活動に威力を発揮する。

加えたもの以下とし、かつ境界線までの真北方向の距離に〇・六を乗じて得たものに、十メートルを加えたもの以下とし、かつ二十メートルを越えてはなりません。

現在、市の危険物の施設は、二百三十一か所あり、普通ポンプ自動車、水槽付ポンプ自動車に薬液と泡剤を積み、油火災に対処できるようにしてあります。

しかし、この化学消防車を常備したことにより、油火災の消火活動も万全です。

未就業看護婦等の実態調査
ご協力を
京都府では、九月二十日まで、未就業の保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦の実態調査を実施しています。

この調査は、免許を持ちながら勤めておられない方の状況やご意見を寄せていただき、近年の看護婦等の不足に対応し、今後の施策の充実を図るものです。

該当される方は、市役所保健予防課にお越しいただき、調査にご協力下さい。

「きをつけよう まいにちとおる みちだけど」

◀秋の全国交通安全運動 9月21日~30日▶

子どもと老人の交通事故防止を目標に、秋の全国交通安全運動が実施されます。

最近の交通事故をみても、子どもと老人の事故率は、いぜんとして高い率を示しています。

市民ぐるみで、子どもと老人を交通事故から守りましょう。



老人を交通事故から守りましょう

●市交通対策協議会●



セカセカ登校 事故のもと